

一般事業主行動計画

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：有給休暇取得率を全体平均50%以上にする

〈対策〉

- 計画的有給休暇取得に向けた取り組みの実施
- 有給休暇取得率の低い職員への取得に向けた働きかけ
- 家族の誕生日、学校行事等の際は、有給休暇取得の推進
- 勤務表作成時における管理者からの有給休暇取得の声掛けの推進

目標2：子育て世代の女性職員雇用（就業）機会確保策の充実

〈対策〉

- 子育て時期に応じた勤務時間変更等への柔軟な対応
- 出産等による退職からの再雇用の実施
- 子育て後の非常勤職員から正職員への転換